

平成 2 4 年第 1 回定例会

平成 2 4 年 2 月 1 5 日 開会

同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 2 4 年 2 月 1 5 日

議事日程

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 管理者発言

第 4 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて

第 5 議案第 1 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について

第 6 議案第 2 号 多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

第 7 議案第 3 号 平成 2 3 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第 2 号）について

第 8 議案第 4 号 平成 2 4 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について

第 9 議案第 5 号 平成 2 4 年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について

第 1 0 議員提出議案

第 1 号 多野藤岡医療事務市町村組合議会会議規則の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

１番	神田和生君	２番	高桑藤雄君
３番	野口靖君	４番	大久保協城君
５番	渡辺新一郎君	６番	窪田行隆君
７番	渡辺徳治君	８番	山田朱美君
９番	佐藤淳君	１０番	隅田川徳一君
１２番	櫛島道雄君	１３番	大竹隆一君
１４番	三島久美子君	１５番	宮前俊秀君
１６番	今井憲治君		

欠席議員（４名）

１１番	吉田達哉君	１７番	江原洋一君
１８番	山崎恒彦君	１９番	小屋淳君

説明のため出席した者

管 理 者	新井利明君	副 管 理 者 兼 病 院 院 長	鈴木忠君
病 院 長 補 佐	石崎政利君	副 院 長	塚田義人君
附 属 外 来 セ ン タ ー 長	清水透君	介 護 老 人 保 健 施 設 長	田中壮佑君
経 営 管 理 部 長	坂本和彦君	看 護 部 長	五十嵐克子君
薬 剤 部 長	田村昌行君	次 長	松田裕一君
次 長 兼 安 全 管 理 室 長	吉田賢治君	総 務 課 長	島崎泰君
用 度 施 設 課 長	松原久雄君	医 療 機 器 整 備 担 当 課 長	采谷勝美君
医 事 情 報 課 長	三浦真二君	地 域 携 帯 医 課 連 携 長	土屋和子君
参 事 兼 企 画 財 政 課 長	黒澤美尚君	し 管 理 さ 課 長	植村均君

開会のあいさつ

議長（渡辺新一郎君） 皆さん、こんにちは。

本日、平成24年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては時節柄大変お忙しいところ、ご出席いただきまして開会できますことを心から感謝申し上げる次第でございます。

さて、今期定例会に提案されますものは、平成24年度病院事業会計予算他6案件です。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営等はまことにふなれな私でございますが、誠心誠意努力いたします所存でございますので、議員各位の絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げて、まことに簡単でございますが、開会のあいさつといたします。

議事日程につきましては、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

開会及び開議

午後1時25分開会

議長（渡辺新一郎君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから、平成24年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を開会いたします。

第1 会期の決定

議長（渡辺新一郎君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。今期定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（渡辺新一郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。3番、野口靖君、16番、今井憲治君を指名いたします。

第3 管理者発言

議長（渡辺新一郎君） 日程第3、管理者発言であります。

管理者。

管理者（新井利明君） 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

平成24年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の中のところ、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

日本経済は、国民が期待していた景気の回復もなかなかかなわず、依然として停滞を続け、先行き不透明感が漂っております。

また、医療面においては、来年度には診療報酬の改定も予定されており、今後の動向がどのように推移していくのか注視をしてまいりたいと考えております。

さて、本議会に提案いたします案件は、組合各事業の平成24年度予算を初め6案件の審議をお願いするものであります。いずれも重要案件でございますので、慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

第4 報告第1号

議長（渡辺新一郎君） 日程第4、報告第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 報告第1号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

政府は、今年度の国家公務員の給与について、昨年東日本大震災の復興財源に充てるため、人事院勧告に基づく給与改正は行わず、国家公務員の給与の臨時特例法案の実施を決定いたしました。これに伴い、総務省より地方公務員の給与改定に当たって、人事委員会を置いていない市町村については県の人事委員会における調査結果等を参考に、地域の民間給与を反映させた適切な改定を行うことが重要であるとの見解が示されました。

このため、本組合における本年度の職員給与の改定については、地域性を考慮し、群馬県人事委員会の給与勧告に準じた改定をすることが適当であると判断し、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正を11月30日付で専決処分させていただいたものです。

本来であれば、11月中に議会を開催すべきところでありましたが、県や構成市町村議会の議決が11月末ということもあり、日程の関係上、やむなく専決処分させていただいたものであります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺新一郎君） 起立全員であります。よって、報告第1号は原案のとおり可決されました。

第5 議案第1号

議長（渡辺新一郎君） 日程第5、議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

現在、本組合職員の給料表は、職種別に医療職（一）・医療職（二）・医療職（三）・行政職の4種類ありますが、このうち、薬剤部・診療技術部が適用を受ける医療職（二）の給料表について職員の処遇改善を図るため、県内の公立病院に準じた給与条例に改正をお願いするものでございます。

具体的な内容についてご説明申し上げます。

現行の給料表は、職務の級が1級から6級まで設けられておりますが、これを職務の責任の度合いに基づき、技師等は1級、薬剤師・困難な業務を行う技師等は2級、主任は3級、グループリーダー・主査は4級、室長・経験を有するグループリーダー・主幹は5級、副部長は6級、部長は7級と県内の公立病院に準じた形での7級制に改めるものでございます。

また、県内公立病院の状況につきましては、県立の各病院・公立富岡総合病院が7級制、伊勢崎市民病院・桐生厚生総合病院が8級制を導入しております。

また、施行日につきましては、平成24年4月1日からとするものであります。

以上、簡単でありますが、提案説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。大久保協城君。

議員（大久保協城君） この改定によって適用になる職員が何名ぐらいいて、全体的な経費としてどのくらいの差異が出るのか、詳細を説明ください。

議長（渡辺新一郎君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） ご質問にお答えいたします。

まず、対象人員でございますが、薬剤部が１７名、診療技術部が７４名、計９１名が対象でございます。

そうした中で、今回の７級制の導入に伴いまして該当になる役職、今のところ３名を予定しております。概算の予算でございますが、年間で約７５万円の増加になるということで予定しております。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第１号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺新一郎君） 起立全員であります。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

第６ 議案第２号

議長（渡辺新一郎君） 日程第６、議案第２号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 議案第２号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

現在、本条例は、放射線取扱手当・夜間看護手当・診療取扱手当など、その業務に応じて7種類の手当が定められています。

このうち、診療取扱手当は、医長以上の指導的立場にある医師の時間外診療及び宿日直勤務を命じられ救急業務に従事する医師に対し支給しておりますが、緊急入院を要する患者や時間外の救急患者の増加により、診療に従事する医師の負担も増加しております。医師の勤務実態を考慮した処遇改善を図り、地域の医療体制を維持するため、改定をお願いするものでございます。

具体的な内容についてご説明申し上げます。

条例第9条において、医員の職を除く医師が勤務時間外に診療業務に従事した場合、1時間につき2,500円を現在支給しておりますが、これを3,000円に改定し、宿日直勤務を命じられた医師の手当を1万6,000円から2万4,000円に改定するものでございます。

また、施行日につきましては、平成24年4月1日からとするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案説明とさせていただきます。

慎重ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。大久保協城君。

議員（大久保協城君） 先ほど可決されました給料の改定も同じことなんですけれども、ある意味ベースアップというふうなことになるのかと思います。勤務体制がなかなかしんどいという中でこういった要望を受けてこういうふうな形になるのかと思いますけれども、これに伴って医師・職員の意識がどのくらい高まるとお考えですか。

議長（渡辺新一郎君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） ご質問にお答えをさせていただきます。

今回の対象となる職員につきましては、職種が医師でございます。そうした中で、今回お願いしておりますベースアップを1時間当たり500円、また宿日直業務の取り扱いで8,000円という形で増額になりますが、非常に医師の負担というのが重くなっております。また、その8,000円につきましては救急業務に携わります宿直の部分でございます。そうした中で、果たしてその8,000円が妥当かどうかというのは非常に微妙なんです、病院側といたしましては医師の負担軽減を図るという形の中で、金額多いか少ないかちょっと微妙でございますが、手当で対応をさせていただきたいということで考えております。よろしくお願いいたします。

議長（渡辺新一郎君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 高くしたから一生懸命働いてくださいというものなんだか、働

いているんだからくださいよということなんだか、どちらかだかわかりませんが、まずはその要望が職員の中からかなりあってこういった形になったのかどうなのかを伺います。

こういった救急業務にあっては、やはり患者がたらい回しにされるようなことがないような、そういった病院の体制であってもらいたいと思うんですけれども、給料が上がることだけがそのモチベーションにつながるのかどうなのか、そこら辺のことについて、院長、お考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（渡辺新一郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） お答えいたします。

ベースアップしたことによってモチベーションが上がるか上がらないかは、とり方によると思います。

一つに診療取扱手当すなわち時間外手当を医長以上の者については時間あたり3,000円にする。これは要するに不合理を正すということであります。医員が時間外勤務をした際には少なくとも1時間あたり3,000円強の手当が出ます。一方、それを指導する立場の者が2,500円という状態はおかしいということにあります。その是正を図るというものであります。

次に、宿日直では救急業務にかかわるということ、宿日直業務というのは、本来、通常の診療業務はしないという前提になっております。しかし、実態は救急業務そのものに従事しているわけでありまして。そういうことで、この額が妥当であるかどうかということに対しては他病院、県内の病院を参考にして、増額したものであります。

これは診療部の医師から要望があったからどうこうということではなくて、他病院とバランスをはかった上で適当額を提案させていただいた次第であります。

議長（渡辺新一郎君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） これまでの実務実績から今回のこの改定に伴ってどのくらいの経費が出ると予想されますか。

議長（渡辺新一郎君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 予算の増額分の質問かと思えます。今回の影響額は年間で約1,500万円となります。

議長（渡辺新一郎君） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君）　　ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君）　　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。議案第２号、多野藤岡医療事務市町村組合職員の
特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり可決する
ことに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺新一郎君）　　起立全員であります。よって、議案第２号は原案のとおり可決
されました。

第７ 議案第３号

議長（渡辺新一郎君）　　日程第７、議案第３号、平成２３年度多野藤岡医療事務市町村
組合立病院事業会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君）　　議案第３号、平成２３年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院
事業会計補正予算（第２号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第３条の収益的収入で公立藤岡総合病院、附属外来センター
それぞれ入院収益、外来収益の増額を見込み、支出では、公立藤岡総合病院、
附属外来センターともに給与費や経費等を減額させていただくものでございま
す。

第４条の資本的収入及び支出では、補助金による収入、また、医療機器整備
のための支出を増額計上させていただきました。

この結果、収益的収入及び支出では、公立藤岡総合病院で６，８８２万円の
赤字を、附属外来センターで１，８８９万円の黒字を計上し、３施設の合計で
は、既決予算より損失が３億９８０万円縮小され、３，７３２万円の赤字を見
込むものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、経営管理部長より説明させますので、よろしく
お願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君）　　経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君）　　それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第３条で示しておりますとおり収入につきましては第１款病
院事業収益で７，５２８万５，０００円の増額補正であります。

第１項医業収益で、当初予算額に対し１％、６，９００万円の増額補正、内

容としまして、入院収益で当初予算に比べ1日平均2人、延べで732人の増加と診療単価の上昇により9,000万円を増額するものであります。外来収益では、患者数の減少により2,100万円の減額であります。

第2項医業外収益では、当初予算額に対し2.7%、628万5,000円を増額補正、内容としまして子ども手当支給額確定に伴う他会計負担金571万5,000円の減額、補助金の増加による1,200万円の増額であります。

第2款附属外来センター事業収益で2,500万円の増額補正であります。

第1項医業収益で、当初予算に対し0.7%、1,500万円の増額補正。主な内容としまして、外来収益では患者数は変わらないものの化学療法等により診療単価が上昇し2,800万円を増額するものです。その他医業収益では、東日本大震災の影響により企業などからの健診受診者が減ったことなどにより1,300万円を減額するものです。

第2項医業外収益では、当初予算額に対し12.8%、1,000万円の増額補正であります。

次に、支出について申し上げます。

第1款病院事業費用におきましては1億5,352万円の減額補正であります。

第1項医業費用で、当初予算額に対し2.2%、1億5,702万円の減額補正、その主な内容といたしまして、給与費で1億7,000万円の減額、材料費では入院患者数の増加に伴い3,300万円の増額、経費で1,800万円の減額であります。

第2項医業外費用で、雑支出・消費税350万円の増額補正を計上するものであります。

第2款附属外来センター事業費用で5,600万円の減額補正であります。

第1項医業費用で、当初予算額に対し2.7%、5,800万円の減額補正、主な内容は給与費で4,900万円の減額、材料費では化学療法の増加により薬品費がふえたことにより1,300万円の増額、また、経費のうち、修繕費その他で2,200万円の減額であります。

第2項医業外費用では、雑支出・消費税200万円の増額補正を計上するものであります。

次に、第4条資本的収入及び支出ですが、医療機器購入に係る費用の増額と機器購入に対する補助金の増額補正を計上させていただいております。

以上、まことに簡単でございますが、詳細説明とさせていただきます。

議長（渡辺新一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 提案理由の説明聞いていまして、3条のところの赤字、当初予算に

比べて大幅に3億数千万が3千何百万ということで、病院にとっては非常にいいことなのか、職員の給料の減額という部分が十分大きなウェートを占めているように思えるんですけれども、それにしてもこの補正予算をつくったのがいつだったかわかりませんけれども、まだ本年度1カ月ちょっと残っていますけれども、決算ベースでいくと、このままでいくともっとこの部分が、3,732万円がもっと圧縮されるんじゃないかというふうな期待もするんですけれども、その辺の見通しについてはどのように考えているのでしょうか。

それから、4条の建設改良費のところでは3,000万円ほど増額になっているんですけれども、これはどういうことなのか。例えば、多分これ医療機械だと思うんですけれども、その辺のところについてももう少し詳細について説明をしていただきたいと思います。

議長（渡辺新一郎君） 企画財政課長。

企画財政課長（黒澤美尚君） お答えいたします。

23年度の見通しでございますが、この補正予算を作成した時点が昨年11月の収支を見まして、それから本年の3月までの4カ月分を想定し、この補正予算を計上させていただきました。残り1カ月ちょっとですけれども、23年度の決算の見通しとしましては、今現在も入院患者さんが多いものですから、良い数字にはなるとは予想しておりますけれども、まだ予断を許さない部分がございます。引き続き3月まで診療に励んでいきたいというふうに思っています。

それと4条予算の補正3,000万円の内訳ですが、先ほど経営管理部長からも説明がありましたように補助金ですが、当院は災害拠点病院になっておりますが、東日本大震災の関連で災害拠点病院に対して第3次補正の補助金が急遽つきました。これの医療機械整備ということになります。内容につきましては、DMAT、災害派遣チームを今編成しておりますので、そちらの編成に対しての設備整備、それから災害拠点病院としての整備ということで、これが合わせて約1,200万円ほど、これについては750万円、約2分の1ちょっとですけれども、補助金で充当されております。

それと医療機械については、年間5,000万円以内ということで医療機械について更新しておりますが、今回分娩監視装置が壊れてしまいまして、これを再整備しなければいけないということで、1,500万円、その他で300万円ございまして、合計で3,000万円の補正をお願いするところでございます。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 内訳についてはわかりました。

3月まで見込んでということなんでしょうけれども、本当に大幅に赤字が圧縮されたということなんでしょうかね。いろんな意味で皆さんの努力等、後にいろんな意味でいい方向に行けるんじゃないかというふうな気もしていますけれども、それからもう1点、昨年11月に櫛島議員さんから指摘があったと思うんですけれども、21ページ、直接補正とは関係ないんですけれども、雑損失のところの500万1,000円、これ補正で全く変わらずとなっていますが、実際にこの雑損失の部分で23年度その支出があったのかどうか、その辺について伺いたします。

議長（渡辺新一郎君） 安全管理室長。

安全管理室長（吉田賢治君） お答えいたします。

現在のところ支出はございません。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 次の当初予算でも、24年度の当初予算でも同じ金額が計上されているんですけれども、当然これ500万、議決を伴うところの金額が500万だから最初から当初予算であってもなくても計上していくんだという手法なんでしょうけれども、この手法が正しいかどうかという議論は別にしましても、そうすると今現在、例えば係争中のものがあるのか、あるいは示談に向けて調整中と言ったらいいんでしょうか、調停中と言ったらいいんでしょうか、わかりませんけれども、そういったものを幾つか抱えているんでしょうか。

議長（渡辺新一郎君） 安全管理室長。

安全管理室長（吉田賢治君） お答えいたします。

現在のところ訴訟、調停等の事案は発生しておりません。ただし、前回もお答えしたかと思うんですが、異状死の届け出が1件、あとは弁護士を介入しまして見舞金の提示をしているものが1件、以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 他にご質疑ありますか。大久保協城君。

議員（大久保協城君） 先ほど建設改良費の中でDMATの話が出ましたので、ちょっとそのことについて伺いをいたしたいと思います。

この3,000万円の中の千数百万というところが設備費に当たるようでありますけれども、その設備に伴う詳細、こういったものをどんな形で設備されているのか伺いたします。

議長（渡辺新一郎君） 企画財政課長。

企画財政課長（黒澤美尚君） お答えいたします。

ただ今の質問でございますが、まずDMAT、災害派遣チームの設備整備ですが、これは医療機械ですけれども、災害地へ派遣していきますので、携帯用のモニター、それから携帯用の人工呼吸器、そして無線でいろいろ交信します

のでトランシーバー、輸液ポンプ、そういった携帯用の機器が主なものです。

災害拠点病院については、移動用のモニター、こちらを整備させていただきます。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 去年の震災を踏まえてのこういった対応、整備というのは今まさに必要不可欠なんだろうなというふうなことを感じております。それについては、ここが災害拠点病院という指定を受ける中で地域の者にあっては安心であったり、安全ということの担保の一つになるのかなと思います。

しかしながら、東日本大震災において、この病院からDMA Tの出動はなかったと聞いております。

去年この病院議会で視察をさせてもらった伊那総合病院ですけれども、ここにあっては長野からこのDMA Tの出動がされておりました。病院側のスタッフに話を聞きましたところ、このDMA Tに対してものすごく意欲的に取り組もうとしている先生方がいらっしゃると、そういった際にはまず先駆けてそういった現場に行きたいというふうなところでの出動だったと聞いております。

ここの病院がこのDMA Tに出動されなかった大きな原因とすると、今伺いましたその設備費ですけれども、まさに現場で必要不可欠なもの、現場で使うものの医療機器だという説明を受けましたけれども、こういったものがそろっていないがためにその出動がされなかったのか、それとも、ある程度はそろっていて、今回拡充を図るんだけれども、そろっていたのにもかかわらずその出動がされなかったのか、あるいはこういったことに対して前向きの先生方がいらっしゃらないのか、そこら辺のところについてお伺いをいたします。

議長（渡辺新一郎君） 安全管理室長。

安全管理室長（吉田賢治君） お答えいたします。

まず、DMA Tなんですが、当院は災害拠点病院に平成9年に指定をされております。しかしながら、DMA Tチーム、群馬DMA Tに指定をされたのが昨年11月の時点でチーム編成が指定となっております。この3・11の震災時には間に合わなかったというのが1つの原因ではあります。

ただ、災害の支援につきましては、当然災害拠点病院として群馬県からの要請は来ておりまして、一応、DMA Tではないんですが2チームを編成し準備しておりましたが、現実的には要請が途中で中断しましたので、現実的には東北には行けなかったということになりました。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 準備、日程的なところ、その指定を受ける受けないというふう

な日程的なところでもってその対応に間に合わなかった、しかしながらそのチームの編成はあったけれども対応にはならなかったというふうな答弁をいただきました。

この前の議案の中でモチベーションという話を出しましたが、先生方が必要と思われる経験、体験あるいは研修、そういうものの予算どりといいですか、今回こういった機材が整備される、あるいはほかの予算の中で研修的なものに充てる費用が計上されているんだと思うんですけれども、こういったことの充実を図るのも病院の全体の質を上げる一つなのかなと、またそういうことによって、先生たちの技術であったり、先ほどから申し上げていますモチベーションを上げるきっかけにつながってくるのかなと思いますので、ぜひそういったところにも充実を図っていただきたいと思います。

答弁は結構です。

議長（渡辺新一郎君） 他に質疑ありますか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第3号、平成23年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第2号）について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺新一郎君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

第8 議案第4号

議長（渡辺新一郎君） 日程第8、議案第4号、平成24年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第4号、平成24年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、ご説明申し上げます。

病院の運営は、平成22年の診療報酬改定により徐々に改善の方向にありましたが、社会保障と税一体改革を背景にした、今年4月に実施される診療報酬

の改定いかんによっては再び厳しい状況を迎えることが予想されます。

このような状況の中、平成24年度予算は、地域医療の拠点病院としての役割を担いながら、地域住民の皆様に安全、安心な医療サービスを継続的に提供できるよう、可能な限りの経費の縮減を図り、必要な医療機器をはじめとした医療資源の充実に努めた編成を行いました。

第3条の収益的収入及び支出では、病院機能再整備計画の実現のための調査費や職員の資質向上のための研究・研修の支援に要する経費を計上いたしました。また、その他の給与費、材料費、委託費等の経費は前年度並みの規模の予算を計上しております。

次に、第4条の資本的収入及び支出では、公立藤岡総合病院で放射線画像処理装置などの医療機器の整備に要する経費を、附属外来センターでCT等の医療機器整備及び化学療法室の増設に要する経費を計上いたしました。

また、第5条から第7条までの所要の額を計上させていただきました。

以上、まことに簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議いただきまして、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては経営管理部長より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） 経営管理部長。

経営管理部長（坂本和彦君） 詳細についてご説明申し上げます。

初めに、第2条の業務の予定量についてでございますが、公立藤岡総合病院における入院は、病床数391床、稼働率80%を想定し、1日平均入院患者数312人、年間延べ患者数11万3,880人、外来では、救急患者と透析患者を合わせて1日平均患者数95人、年間延べ患者数3万4,675人を予定するものでございます。

附属外来センターでは、稼働日数245日で1日平均患者数750人、年間延べ患者数18万3,750人を予定するものでございます。

訪問看護事業では、年間延べ利用者数7,840人を予定するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であります。

第1款病院事業収益では71億3,634万8,000円、内訳として、医業収益が69億2,693万2,000円、医業外収益2億890万6,000円、特別利益51万円であります。

第2款附属外来センター事業収益は22億3,302万1,000円、その内訳として、医業収益が21億5,005万円、医業外収益8,295万6,000円、特別利益1万5,000円であります。

第3款訪問看護事業収益は7,042万5,000円で、その内訳は、事業

収益 6, 987 万 5, 000 円、事業外収益 55 万円であります。

次に、支出について申し上げます。

第 1 款病院事業費用は 74 億 8, 353 万 4, 000 円で、その内訳は、第 1 項医業費用 73 億 571 万 2, 000 円、第 2 項医業外費用 1 億 7, 232 万円、第 3 項特別損失 500 万 2, 000 円、第 4 項予備費 50 万円であります。主なものとして、医業費用では、給与費が医業費用の 55.9%、40 億 8, 578 万 2, 000 円、材料費が 23.9%、17 億 4, 800 万円、経費で 13.8%、10 億 1, 140 万円であります。

第 2 款附属外来センター事業費用では 22 億 5, 402 万 2, 000 円で、その内訳は第 1 項医業費用 21 億 1, 037 万 9, 000 円、第 2 項医業外費用 1 億 4, 264 万 2, 000 円、第 3 項特別損失 50 万 1, 000 円、第 4 項予備費 50 万円であります。主なものとして、給与費が医業費用の 34.6%、7 億 3, 036 万 9, 000 円、材料費が 27%、5 億 7, 060 万円、経費で 28.4%、5 億 9, 925 万円であります。

第 3 款訪問看護事業費用は 5, 469 万 6, 000 円で、その内訳は、第 1 項医業費用 5, 447 万 4, 000 円、第 2 項医業外費用 12 万 2, 000 円、第 3 項予備費 10 万円であります。主なものとして、給与費が事業費用の 80.7%を占めております。

第 4 条は資本的収入及び支出でございます。

第 1 款公立藤岡総合病院では、資本的収入 3 億 6, 225 万 9, 000 円で、企業債償還元金分の他会計負担金であります。資本的支出は 7 億 2, 862 万 8, 000 円で、その内訳は、建設改良費 8, 620 万円、企業債償還元金 6 億 4, 242 万 8, 000 円であります。

第 2 款附属外来センターでは、資本的収入 2 億 7, 271 万 2, 000 円で、企業債償還元金分の他会計負担金 1 億 3, 271 万 2, 000 円、企業債の借り入れ 1 億 4, 000 万円であります。資本的支出は 4 億 632 万 2, 000 円で、建設改良費 2 億円、企業債償還元金 2 億 632 万 2, 000 円であります。

平成 24 年度病院事業会計の収支につきましては、病院事業では 3 億 4, 718 万 6, 000 円の赤字予算、附属外来センター事業では 2, 100 万 1, 000 円の赤字予算、訪問看護事業で 1, 572 万 9, 000 円の黒字予算となり、病院 3 事業合わせまして 3 億 5, 245 万 8, 000 円の純損失を計上しております。

依然として経営環境は非常に厳しい状況ですが、地域住民の皆様に安定した信頼される医療を提供するため、職員一丸となり経営改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、まことに簡単であります。詳細説明とさせていただきます。

なお、赤字予算調整に伴い、お手元に配付してございますが、経営改善計画につきまして企画財政課長より説明させていただきます。

議長（渡辺新一郎君） 企画財政課長。

企画財政課長（黒澤美尚君） それでは、お手元に配付してございます参考資料２ページの経営改善計画についてご説明させていただきます。

まず、現状についてでございますが、当院は基幹的な公的医療機関といたしまして地域医療サービスの提供に重要な役割を果たしておりますが、赤字脱却には至っておらず、経営環境や医療体制の維持が非常に厳しい状況が続いております。

このような状況の中、これまでに業務のアウトソーシングの推進、また平成２２年度から継続しております診療材料・薬品の契約交渉支援業務委託によりまして経費、材料費の削減に努めてまいりました。また、不在でありました診療科の常勤医についても確保いたしました。

今後の取り組みといたしましては、患者サービスの向上のため、入院部門に続きまして外来部門の電子カルテ化など診療支援システムを導入しまして診療データの共有化による迅速な診療を実施していきます。また、地域連携パスの有効利用によりまして積極的な紹介患者の受け入れに取り組めます。

経営基盤の確立といたしましては、効率的な病床の利用に努めまして、また、経費の抑制といたしましては、材料費でさらなる改善のために他病院との比較による価格の交渉を行いまして使用材料の標準化に努めてまいります。また、外部委託業務につきましては、内容の再点検を行い、必要に応じ委託契約の見直しによる削減に努めてまいります。

研修・教育につきましては、医師・看護師の確保が困難な状況が続いておりますが、職員が働きやすい環境を整備するとともに資格取得や研修を積極的に実施し、研修支援の充実に努めてまいります。

経営の健全化につきましては、効率的に運用できる病院機能の実現のために改善に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、まことに簡単ではございますが、平成２４年度経営改善計画の説明とさせていただきます。

議長（渡辺新一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。櫛島道雄君。

議員（櫛島道雄君） 外来の年間延べ患者数として１８万人ということですが、外来の休日外来は大体どのくらいでしょうか。そのうちに、休日外来に来て、そのまま入院した患者さんはどのくらいの数字になりますか。ちょっとお聞きします。

議長（渡辺新一郎君） 暫時休憩いたします。

(午後 2 時 2 0 分休憩)

(午後 2 時 2 2 分再開)

議長（渡辺新一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

総務課長（島崎泰君） 平成 22 年度の数字でございますが、救急患者数ということで述べさせていただきます。

22 年度の総人数が 2 万 3, 925 名、そのうち入院された方が 13.5%でございます。

それと救急搬送の関係でございますが、22 年度が 3,637 名、そのうち入院されたのが 32.8%でございます。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 暫時休憩します。

(午後 2 時 2 3 分休憩)

(午後 2 時 2 5 分再開)

議長（渡辺新一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

棚島道雄君。

議員（棚島道雄君） 救急車で来て簡単な治療で、今いろいろ救急車の利用で問題になってはいますが、簡単な治療で帰ってしまう、必要ないだろうと、これは入院が、そういう患者さんに対してそれなりの負担、お医者さんにはそれなりの手当がつくわけですから、つかなきゃいけない、お医者さんを集めるといってもこういったことは必要だと思うんですね、きちんとした手当を支給するということは。ということは、やっぱり患者さんにもそれなりの負担が必要でしょう。

最近いろいろと病院でも負担を取っている病院がふえてきているということなんですね。そのことについて藤岡総合でも検討していただきたい、あるいは今検討している最中なんだという、それをちょっと伺いたいんですけれども。

議長（渡辺新一郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 質問にお答えさせていただきます。

救急患者のための外来は 365 日開設しているわけです。その中に救急外来を悪用するというか、昼間来れないから夜診療してもらえから来るとかいう例も認められます。

そういう本来のあるべき姿でない救急外来の利用の仕方ということに対しては、やはり救急の必要のない患者さんの場合には割り増し料金をいただくという議論は多くの病院でももちろんありますし、当院においても議論してまいりました。

ただ、そこで問題になるのは、やはりどのようにアナウンスするか、救急の

判断をどうするか、この人は熱が高くてもこれは救急でなく、明日の診療でもいいんだ、ということを医師が判断したとしても、患者さん自身はその判断ができなくて来ている場合もあるわけです。その辺の線引きがかなり難しい、混乱を招くことがあるんじゃないかということで、当院ではいろいろ検討しました。特別料金徴収は現在のところ実施しておりません。

このことに関しては、当然、いろいろな医師からも整理が必要だろうということで、いろいろな提案が出ており検討中であります。

今の質問で提案されていることに対しては、真摯に受けとめます。これは市民の理解がないとその対応に余計なエネルギーをとられてしまうというところでもありますので、他病院でどのようにしているかということも参考にしながら今後考えていきたいと思っております。

以上であります。

議長（渡辺新一郎君） 櫛島道雄君。

議員（櫛島道雄君） ありがとうございます。

群馬県内でも10病院ぐらいあったかと思うんですけれども、ぜひその病院のそのやり方というものを参考にして検討していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（渡辺新一郎君） 他にご質疑ありますか。佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 24年度の当初予算といってよろしいんですかね、議案第4号について何点か質問させていただきますが、先ほどの補正で3条のところで大幅にその赤字幅が圧縮されたわけですね。当然この当初予算をつくるときと補正第2号をつくるときがほぼ同じ時期、同時並行なのかと思うんですけれども、何ゆえその補正予算と比べると収入は少なく支出は多くという当初予算になるのか。私は直近のこの補正が基準になるのではないかというふうに考えるんですけれども、3億5,000万以上の赤字を計上して、厳しい厳しいということなんでしょうけれども、その辺はどうしてこういうことになるのかきちんと説明をしていただきたいと思います。

それから、診療報酬の改定、この診療報酬の改定の推移を見てというふうに言っているんですけれども、何か厚労省の保険局のホームページなんか見ると全体の改定率はプラスの0.004%で、本体ではプラス1.38%、約5,500億円、薬価のところではマイナス1.38%、当然こういうことで決まってくるのかなというふうに思うんですけれども、そうするとこの病院にとってはですね、素人考えですよ、薬価の部分じゃなくて本体の部分がプラス改定なんだから、当然これは23年度よりも若干経営としてはプラスになるのではないかというふうに考えるんですけれども、どうしてこういうふうな3条のところでの予算になるのか、その辺わかるように説明をしていただきたいと思い

ます。

それから、4条予算の建設改良費の部分なんですけれども、私以前も申し上げましたように医療機械等については、これは当然当初すべきだというふうに今現在でも思っていますけれども、それ以外のところはできるだけ投資を控えていただきたいという意味での発言を以前もさせていただきました。説明聞いていますと建設改良費の部分は当然のことながら医療機械ということなんでしょうけれども、それ以外のところでの今後やるべきものがあるのか。以前も同じような趣旨の質問をしましたけれども、今現在そういうものがあるのかどうか、いま一度お尋ねをいたします。

それから、給与費が、これが補正と比べると1億数千万円もふえているんですけれども、この辺の要因はなぜこういう数字になるのか、この辺についてもお尋ねをいたします。

それから、さっきも言いました、雑損について、同じように500万1,000円ほど計上しているんですけれども、先ほど担当の課長さんから幾つか調整中というかな、そんなに大きなものじゃないんでしょうけれどもあるというふうなお話で、今年度はなくてよかったな、率直にそうに思っているんですが、これ金額の問題じゃなくて、ないにこしたことはないということですから、当然これ、この病院の中で以前にも指摘をさせていただきましたけれども、そういったことを、ゼロを目指していただきたいんですが、改めてその辺の体制について何かこの病院でやっていこうというものがあれば、その辺についてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先ほど資料をいただいて説明がありました。(4)番のところに病院と外来センターの再統合に向けた検討を行っています、今後計画を実効性のあるものとするために改善を進めていきますということなんですけれども、この再統合に向けて、どこの部分にどういうふうに予算計上されているか私にはわかりません。それは当然大きな予算じゃないんでしょうね。会議を開くとか、いろいろ組合を構成する市町村間の調整をするだとかということなんでしょうけれども、予算に反映されている部分があれば、どういうことをなさって、どんなふうに予算に反映されているのか、その辺についてもお尋ねをいたします。

それから、看護部長さんにお尋ねをしますけれども、前回の議会で認定看護師が現在7名ということで、その資格をいかした配置とその取り組みが実際にはできていないのが現状です、次年度に向けてそのところは体制を整備して適材適所に配置することでそれぞれが活動し活躍することで収益にも結びついていくということだと思っておりますので適正な人員配置を検討しております、次年度のところで収益につながる体制づくりを診療部と進めていきたいと思っ

ておりますという発言がございました。24年度、その辺がどういうふうに具現化されていくのか、この辺についてもお尋ねをいたします。

それから、この再統合ということが出てきたので、この予算のところで聞くのが正しいのかわかりませんが、資料の中にも、説明した資料の中にもそのことがうたってありますのでお聞きしますけれども、管理者にお尋ねいたします。

一番大事なのはどういう病院をつくっていくかという青写真、これが一番大事だと思いますので、そういったものを検討しながら、ただ単に統合ではなくて、統合した後の病院のあり方、病院づくりというものを見据えて、今詰めていきたいというふうに思っているところですよという答弁がございました。

現実の問題として、担当部署ではこの再統合に向けて具体的にいろんな調整をしていくんだというふうなお話なんですけれども、どういう病院をとどこが私にはよく理解ができないんですね。その辺について、どんな考えを市長はお持ちなのか、そのことによって市長さんというか管理者が考えていることを実現させるためにどのような指示を職員に出しているのか、その辺についてお尋ねいたします。

私は、病院の基本理念、患者本位の医療、それから基本方針がきちんとこの病院で示されているわけですから、私はこの基本理念、基本方針に沿った病院にさせていただくのが一番いいのかな、これが本来のこの病院のあるべき姿のかなというふうに思っているんですけれども、もし私の考えが違うようであれば、その辺についてはどのような病院をつくりたいのかお尋ねをいたします。

議長（渡辺新一郎君） 企画財政課長。

企画財政課長（黒澤美尚君） お答えいたします。

まず、1点目ですが、23年度の予算と24年度の予算の乖離の部分でございますが、収益については23年度の補正予算とほぼ同等の収益、入院収益、外来収益を見込んでおります。この次の質問にも関連するんですが、昨年11月までの実績を踏まえまして12月に予算を作成した部分がございますが、その時点ではそんなに大きな改定はないだろうということで収益についてはほぼ同額を計上させていただいております。

しかし、費用については、給与費について看護師の増、それからまた研修医についても大分ふえてきておりますので、給与費については23年度予算と比較いたしますと入院棟で約2億円強の増になっております。それから、減価償却費ですが医療機械について、5,000万円ほどふえておりますので、23年度の補正予算と24年度の予算の乖離の部分の内訳でございます。

それから、診療報酬改定につきましては、先ほども申し上げましたように12月に予算編成をしております。その時点でまだ情報が少なかったものですか

ら、23年度と同程度の収入、診療報酬ということで同程度の金額で計上させていただきます。

それから、4条予算についてですが、お示ししたとおり今回24年度については、主な部分では外来センターのCT、これが10年たっておりますので、その更新を24年度は行います。

それから、今後の見込みですが、建設改良につきましては26年度、やはり外来センターなんですけれども、MRI装置がございしますが、こちらを更新する予定でございます。

それから、再統合についてでございますけれども、今回の予算編成の中で予算計上、こちらでは入院機能とその外来機能のあり方について統合したほうが望ましいという結論は出ておるんですが、具体的なことは何も決まっておりません。したがって、24年度、今回、病院事業の入院棟の方なんですけれども、経費の委託費の中で2,000万円計上させていただきます。これは基本設計により近い計画平面図等を作成しまして具体的な病院像をつくっていきたいというふうなことで2,000万円を計上させていただきます。

もう1点ですけれども、4条予算の部分では、24年度に化学療法室の改修工事を4,200万円計上させていただきます。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 安全管理室長。

安全管理室長（吉田賢治君） お答えいたします。

先ほどのご質問の中の1つでございますが、今後の医療安全の体制ということでございますけれども、まずもって雑損失のことでございますけれども、なかなか損害賠償の支払い額というものは当初予算ではなかなか計上というのが確定しませんので不確定要素が強うございます。そのため、いつも同額を計上させていただいているところではございますけれども、現在、先ほども申し上げましたとおり見舞金を提示しているというものが1つございます。その推移もございますけれども、そういった形で予算は計上させていただいているということでございます。

また、体制につきましては、現在院内では医療安全の管理委員会という委員会を設置しておりまして、目的とするところは医療事故の防止、また対策を図るためにその委員会を月1回、院内で行っているところでございます。内容については、当然事故防止、その対応、また資料の収集、具体的な対策ということで委員を集めて、またその結果を院内の研修に使い、フィードバックするといった教育もしているところでございます。

さらにそれが医療事故という取り扱いになりますれば、医療事故対策委員会

という常設ではございませんけれども、その都度招集して、病院長以下、その事例について検討し、患者様への対応を行うという形でございます。今後につきましても、それをさらに充実させて医療事故対策に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 看護部長。

看護部長（五十嵐克子君） ご質問にお答えします。

先ほど認定看護師とその適正な人員配置についてご質問がありました。現在、チーム医療として医師の支援、各職種と連携して取り組んでいるところで、まず緩和ケア認定看護師を専従業務として配置することによって、がん診療の今回診療報酬改定の中にも組み込まれているところではありますけれども、がん診療体制の充実を図るということで、専従にすることでカウンセリングの料金だとか在宅医療にも今回は重きが置かれておりますので、退院支援を行うとともに在宅にも一緒に緩和ケアの認定看護師が訪問することで加算できるような形に今回の改定でなりました。専従にすることによって役割がさらに拡大し、そういった活動が診療報酬にも見える形になってきますので、その配置は最優先として、まず3月から地域連携課に配置をする予定になっております。

それと2月から放射線科の治療医が常勤で勤務されるようになりました。その放射線科の診療についても専任の看護師がつき、診療の補助をすることで点数もいただけるような形になりますので、そういったところ、今回の診療報酬改定の内容も見ながら人員配置を考えて、3月、4月で配置を検討しているところです。

また、認定看護師が各分野で専門的に活躍することで、モチベーションアップにつながり、さらに看護部の活性化にもつながると思いますし、病院全体が元気になっていくのかなと思いますので、看護部の配置については非常に今後期待しているところではあります。

補足なんですけれども、今年度23年度は脳卒中リハビリ、それと感染管理認定看護師も養成ができました。6月に資格取得できれば9名になりますので、さらにその活躍の場、配置については私の方で考えていかななくてはならないことかなと思っています。その体制については、診療部と調整しながら人事異動も考えておりますので、さらに進めていきたいと思っています。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） 企画財政課長の答弁と一部重複するかと思われませんが、給与費の増、なぜだというご質問がございました。

議案の36ページに給与費の明細書ということで詳細が示されております。

前年度職員数が５２０名、新年度の職員予定が５３０ということで１０名増加した形で予算を組まさせております。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 先ほど担当課長から２，０００万くらいを使いまして、設計と言っていいんでしょうか、平面図、アウトラインの図面をちょっとつくろうということでお答えをさせていただきましたが、これはまさしく再統合になったときにどういう病院という形がいいのか、それはもう本当に住民の皆さん、患者の皆さんにとって使い勝手だったり、この地域の皆さんがここの病院に来たときに治療を含めて満足度というんでしょうか、それを見るために一ついろんな格好で検討する材料をつくろうというふうに思っているところでございます。

そして、議員おっしゃられるようにこのつくった後のあり方、これが一番大事なわけでございますので、患者の皆さんのためにどういう病院がいいのか、こういったものを検討していきたいなというふうに思っております。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 企業会計の予算だからいろいろこういう手法なんだろうけれども、決算のところではこういうふうには私はならないと思うんです。もっとずっといい数字が出るというふうに思っていますし、期待もしています。

診療報酬の改定、率直に答えてください。私はプラスになると思っているんですけれども、本体の部分が１．３８％ですから、この病院にとってプラスになるというふうに私は思っているんですけれども、皆さんの方が専門家なので、いや、そうじゃないんだよというふうなことがあれば、どういうふうに理解をしているのか、その辺についてお尋ねをいたします。

それから、４条のところで化学療法室、これは以前こういうことの中でやりますということで承知していたので、そのことじゃなくて、その後についてどうかという趣旨の質問だったんですけれども、その後については、その医療機械は私はいいいんです、どんどんいいものを入れていい医療を提供していただきたいというふうに思っているほうですから。ただ、施設のところではあまり４条のところで再統合云々という議論が出ているときに、率直に申し上げて病院棟の施設にお金をかけてほしくないなというのが率直な私の考えですから、そういった部分で今後の見通しどうなんですかというふうにお尋ねしたので、答えていただけなかったということは、そういうものは今のところないというふうに判断していいのかと思いますので、もしあれば答えていただきたいというふうに思います。

それから、１点変な質問をします。

一時借入金の限度額の５億円の根拠、これはどうして５億円なのか、このこ

とについて答弁をしていただきたいと思います。

それから、看護部長さんからいろいろお話がありました。この間の議会の答弁に沿って、もう3月、4月からそういったところの中でやっていて、答弁の中で、細かなことは私はよくわかりません。しかしそういったことの中でこの病院が元気なると同時にここでお世話になった患者さんが元気になるように、ぜひその予算のことばかりじゃなくてそういうところでもいろいろと努力をしていただいて、しかるべき予算をしっかり要求していただいてやっていただけたらというふうに思います。

それから、いよいよ2,000万円の基本設計、平面図ということなんでしょうけれども、管理者の答弁ですといわゆる検討する材料を与えるんだということなんです、それは当然、いよいよ一歩踏み出してくれたのかなということなんですけれども、いろんなハードルありますよね。跡地利用だとか、それから一括償還の問題だとか、その他いろんなハードルがあるんですけれども、私はこの部分もどんどん積極的に検討ではなくてきちんと具体的にいろんなところと折衝していただいて、もう進めるという段階に来ているんだと思うんですね、平成20年に基本方針が定まったわけですから。だからその辺について管理者のお考えをお聞きをしたいと思います。

議長（渡辺新一郎君） 次長。

次長（松田裕一君） 診療報酬改定についてのご質問にお答えいたします。

先ほど議員さんおっしゃられたように診療報酬改定の本体が1.38%上がるということなんです、現在これのほかに当院の場合はDPC請求というものを行っておりまして、これについての病院係数というのが今1.252という数字になっております。現在はDPC請求が全体の約80%、出来高で請求できるものが20%ということで、今の病院の診療報酬の請求になっております。

現在、議員さんおっしゃられた1.38%は出来高分についての診療報酬の改定ということでその数字が出ております。ただ、DPCの病院ごとの係数ですが、例えば機能係数、救急医療を持っているとかそういうことで係数がつくもので、これが今のところまだ発表がありません。ただ、全体の報酬改定の流れからしますとDPC関係の機能係数が約2%ぐらい落ちるのではないかと思います。このため、当院では、全体の8割がDPC請求になっておりますので、その関係で診療報酬改定、DPCの係数が出そろいますと約2%ぐらい減になろうかと思います。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 企画財政課長。

企画財政課長（黒澤美尚君） お答えいたします。

施設整備の今後の予定でございますが、施設整備については予定がございません。ただ、軽微な修繕というものは当然その都度対処しておりますが、4条予算に計上させていただくような施設整備の予定は今のところございません。

それともう1点、一時借入金の根拠でございますが、起債の償還についてなんですけれども、起債の償還額、利子、元金の償還に対して市町村からの負担金をいただいております。その差をもちまして一時借入金の限度額というところで考えております。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 議員ご指摘のことが最もいろいろ検討しなきゃいけないことでございます。今先ほど言いましたようにこちらの予算の中では2,000万円、設計といった言葉では言わせてもらいますけれども、そういうものをやります。その例えば跡地利用だとか一括償還の問題は、私はこれは市として真剣にやらなきゃいけないというふうに思っておりますので、これは今、藤岡市の職員の配置の中でそういった広域的なところをいろいろ検討する係を、課になるのか係になるのか、そういうものをつくって担当してもらいたいなというふうに指示しているところでございます。

議長（渡辺新一郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 診療報酬の改定、2%減ということなんでしょうけれども、私は専門家じゃないのでその辺がよくわからないので。

いずれにしても、かなり大きなマイナスというんですか、2%がどうに影響するのかわかりませんが、あえて議員の立場から言うとすればその2%を吸収していただくように頑張っていたきたいとしか言いようがないんですけれども、いずれにしてもその現金預金のベースを見ても何でこういう数字になるんだろうな、28億数千万のものが何で26億円台にというふうに率直に思ったりするんですけれども、いずれにしてもいろんな意味で、経営もそうなんですけれども、いろんな意味で頑張っていたきたいというふうに思います。

それから、一時借入れの限度額については、今おっしゃいましたけれども、内部留保が20何億もあって、何で一時借入れの限度額が5億円なんだ。これ全く私には理解できません。それが悪いとは言いませんけれども、もう少しきちんと、予算ですから議会に説明ができるような予算を組んでいただきたいというふうに思います。この件についてはいいですよ、答弁は。

いわゆる管理者から非常に大事な話がありました。跡地の問題だとか財政的な問題だとか、それから構成する市町村との調整だとかについては藤岡市の方が主導権を持ってきちんとやっていくんだというふうな発言がございました。ぜひそういう形で、できるだけ速やかにスピード感を持ってやっていただけれ

ば大変ありがたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（渡辺新一郎君） 答弁よろしいですか。他に質疑ございますか。大久保協城君。

議員（大久保協城君） 冒頭、管理者からの発言の中に医師の方の研修ですとか教育の充実を図る予算組みをしたというお話がありました。医師・看護師の確保については引き続き困難な状況が続いているのはこの病院だけではないんだと思いますが、そういった中で、そういう発言があった中で、また配られております経営改善計画の資料についてもそういったところがうたわれております。

今年度の予算を見たところ、全体的にそれぞれ例えば病院事業費用、あるいは外来、附属外来センター事業費用、そして訪問介護等も含めた中でですけれども、ここら辺で計上されてあります研修費用を合計すると23年度ベースで3,450万、24年度当初で3,520万、その差額は70万円ほどしかふえていないんですね。

これ以外にこういった研修・教育にかかわる費用がこの予算書の中にどこかに組み込まれているんだとすれば、それを教えていただきたいということが1つと、もしも組み込まれていないんだとすれば、このふえた70万程度の中でこういった拡充が図られるのか、また、全体で3,520万円のこういった予算の中でこういった研修が行われていて、医師、先生方のその技術でありますとか、いろんな意味での資質が高まるために使われているのかご説明をいただきたいと思います。

議長（渡辺新一郎君） 総務課長。

総務課長（島崎泰君） お答えいたします。

研修費の関係で70万しか増えていないかというお話ですが、内訳としまして図書費で前年に対し170万円の増、また、謝金で100万円の減をしておりますので、差し引きで70万円となっており、医師については、研修出張費として年額1人当たり18万円を限度として計上させていただいています。

また、どんな種類の研修があるのかというご質問があったかと思いますが、まず診療部、医師の関係であります、22年度につきましては各学会または所属診療科の研修会に総数で107回行っております。参加人員が159人。また、同じように薬剤部につきましては参加件数が28件、人員にいたしまして37名、また、診療技術部につきましては142件、参加人員延べでございますが251人、また看護部につきましても、これ内部の研修会も含んでおりますが、件数といたしますと年間で137件、延べ人数で461人と、また経営管理部につきましても件数で36件、人数にいたしまして44人が参加しております。

以上でございます。

議長（渡辺新一郎君） 大久保協城君。

議員（大久保協城君） 研修・教育の場のそういった機会に対して、今、細かな回数ですとか人員の報告がありました。これに伴って先生方の資質がどれくらい高まっているか、また病院全体の医療全般の資質がどのくらい高まっているかは私が今ここでなかなか把握し切れないところでありますけれども、昨年病院議会で視察をさせていただきました話になりますが、伊那中央病院では、こういった職員ハンドブックというふうなところをつくって配布をしている中で、職員が、医師が研修にかかわるいろんな詳細が書いてあります。これ目を通しますとすごく充実した内容となっており一緒に同行された職員の方は目にしているんだと思います。その中にあっては海外研修だとかそういったものも含まれている。それがこの病院でできるかどうかはまた別な話になるんですけれども、医師にとっても魅力のある病院を目指すことが地域にとっても頼りになる病院につながってくるんだろうなと考えております。

院長にですけれども、この辺のところを踏まえて、医療事業ですから医業というふうな表現をされておりますけれども、いわゆる企業会計であれば営業ですよね、そういった営業において、この営業力とはどんなふうにお考えですか。

議長（渡辺新一郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 病院にとって営業力という言葉はちょっと、そのものが該当するかどうかは別として、病院の営業力は、要するにそれは診療力ということだと思います。いかにして患者さんを集められるか、そしてその稼働を高められるかということであろうかと思います。いい診療をすれば患者さんはおのずと集まってくるということになります。やはり魅力ある医師、要するに患者さんが集まる、望んで行くような医師をしっかりと確保していくことが病院の営業力になるというふうに考えております。

そのためには、医師をいかにして確保するか。現状は、医師の供給源である群馬大学の医会に依存しております。ですから、そのためには群馬大学の各診療科の医会が重点的に医師を派遣しようとするような病院になることが一番で、効果が出る。営業という視点で考えれば医師の集まる病院にすることが該当すると思います。

当然ですから医師が働きやすく、そして多くの症例に恵まれる。これは患者さん来ないことには医師の経験になりませんから、そういうことからしますと、当地域において、当院の多くの診療科では多くのいろいろな経験を積み、医師にとって勉強になるという環境は整っています。

ただ、一部診療科については医師の派遣がままならない。そうすると、そこに関連した経験というのはなかなかできないというジレンマが現在のところあります。

医師そのものを病院で育成していくこと。これは、研修機会を多くして当院に勤務している間によりスキルアップしてもらうということはもちろんなのですが、医師が当院を希望して定着するというのはまた別の問題もあろうかと思えます。それは医会からの新しい血が入る派遣医師と定着して責任ある立場でしっかり指導していく立場の医師の構成が、ある程度のバランスがとれていることが一番に病院が安定的、そしていい医療を提供する環境づくりになろうというふうに考えております。

以上であります。

議長（渡辺新一郎君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 15 分休憩）

（午後 3 時 21 分再開）

議長（渡辺新一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大久保協城君。

議員（大久保協城君） 今、院長さんから営業力について答弁をいただきました。私も同感であります。全くそのとおりなんだろうなと思います。地域でもって、やはりいい先生のいるところには患者さんはやっぱり集まるんですよ。

聞こえてくる話の中では、どこそこ病院の何々先生がいるから、大体一番最初に上がってくるのがそんな言葉ですよ、患者さんからは。この病院がぜひそういうふうなことであってもらいたいと思いますし、また、そういった糧になるようなこういった研修・教育に充てた費用だと思いますので、ぜひここら辺のところを充実させていただいて、この病院全体のスキルアップにつながるように努めていただきたいと思います。

それとまだ先の話、先ほど来、この病院の設計が始まるんだというふうな話がありました。この病院が災害拠点病院になっているというふうなところなんですけれども、そういったところを踏まえて大きく病院の設備に対してこういう病院になるかならないか、こういう病院としてハード面をつくっていききたいとかというふうな考えがあるのかどうなのかお伺いをいたしたいと思います。

それは、また伊那中央病院の話になるんですけれども、ここは免震構造でありました。今後進めていく中でそういったところの対策も踏まえて設計に当たるのかどうなのかお伺いをいたします。

議長（渡辺新一郎君） 企画財政課長。

企画財政課長（黒澤美尚君） お答えいたします。

先ほどの経費の中で 2,000 万円の計上をさせていただいたという答弁をいたしました。これについては、基本設計ではないですが設計に近い、具体的にどういった病院を、規模も含めましてどういった病院をつくっていくかという今回計画案を作成するための予算措置をさせていただいております。

今後、この１年間、そういった形で検討させていただきますが、やはり今後検討していくなかで、今の現状の病院の機能というものはやはり維持していかなければならないと思っております。災害拠点病院も含めて、救急医療の充実というものも、これも継続的に維持していかなければならないというふうに思っております。

さらに、診療報酬の改定とか、あるいは医療情勢の変化に即応した形を取り入れながら今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（渡辺新一郎君） 他にご質疑ありますか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第４号、平成２４年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺新一郎君） 起立全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

第９ 議案第５号

議長（渡辺新一郎君） 日程第９、議案第５号、平成２４年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者（新井利明君） 議案第５号、平成２４年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算についてご説明申し上げます。

第２条の業務予定量につきましては、当年度における業務の予定量を定めるものでございまして、入所・通所の利用者数を予定するものでございます。

次に、第３条については、収入の第１款施設運営事業収益の予定額を４億８，９０６万５，０００円、支出の第１款施設運営事業費用の予定額を５億１，０８５万２，０００円と定めるものでございます。

以下、第４条から第６条までにつきましては所要の額を計上させていただきます。

ました。

介護老人保健施設事業の運営は非常に厳しい状況であります。地域の中心的介護施設として良質で効率的な介護サービスの提供に努めていきたいと考えております。

以上、まことに簡単であります。提案説明とさせていただきます。

慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては管理課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） しらさぎ管理課長。

しらさぎ管理課長（植村均君） それでは詳細につきましてご説明申し上げます。

第2条の業務の予定量ですが、年間延べ療養者数につきましては、入所者2万7,740人、1人当たり76人、通所につきましては年間1万9,996人で1日当たり36人の利用者とさせていただくものであります。

第3条の収益的収入及び支出では、施設運営事業収益は4億8,906万5,000円、内訳といたしまして、事業収益4億8,804万5,000円、事業外収益101万円、特別利益1万円であります。

次に、支出につきましては、第1款施設運営事業費用におきまして5億1,085万2,000円、内訳につきましては事業費用4億9,002万6,000円、事業外費用2,062万3,000円、特別損失3,000円、予備費20万円であります。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、資本的収入はなく、資本的支出といたしまして企業債償還金4,060万3,000円とさせていただくものであります。

平成24年度事業収支といたしまして2,178万円の純損失を計上しております。

非常に厳しい経営環境ですが、利用者に良質な介護サービスを提供して、経営改善と介護サービスの向上を図りたいと思います。

以上、詳細説明にかえさせていただきます。

なお、赤字予算調整に伴いまして、お手元に配付してございます参考資料5ページの経営改善計画につきましてご説明させていただきます。

少子高齢化に伴いまして、同施設の使命と役割は非常に大きく、利用者のニーズに沿った質の高い介護を提供していかなければなりません。

施設運営上の問題点は、給与費の比率が高く建設時の投資に伴う元利償還金の返済が経営上大きな負担となっております。本年4月に介護報酬の引き上げが実施されますが、十分な額ではなく、厳しい状況が続くと予想されます。

現状の取り組みといたしましては、祭日はもとより土曜日の通所リハビリを

行い、利用者のニーズと確保に努めております。

今後は、空床時の利用で短期入所を積極的に受け入れ、効率のよい入所管理を行ってまいります。

しかしながら、内部留保資金が平成25年度に不足されることが予想され、より一層の改善を図り、計画的な経営の推進などの対策を検討していきます。

以上、簡単ではありますが、説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（渡辺新一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第5号、平成24年度多野藤岡医療事務市町村組合立介護老人保健施設事業会計予算について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺新一郎君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

第10 議員提出議案第1号

議長（渡辺新一郎君） 日程第10、議員提出議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者、三島久美子君。

議員（三島久美子君） 議員提出議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合議会会議規則の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、会議中の質問につきましては3回の回数制限が設けられておりますが、より充実した質問が行えるように質問回数の制限をなくすため規則の改正をお願いするものでございます。

具体的な内容についてご説明申し上げます。

質問回数の制限については、会議規則第53条にて質問に関する準用規定が定められていることから、第53条中の第45条（質疑の回数）を削除するも

のであります。

また、規則の施行については公布の日からとするものであります。

以上、まことに簡単ではありますが提案説明にかえさせていただきます。

議員全員でよろしくご審議の上、ご賛同のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（渡辺新一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第1号、多野藤岡医療事務市町村組合議会会議規則の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（渡辺新一郎君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

字句の整理の件

議長（渡辺新一郎君） お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきまして、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（渡辺新一郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

管理者あいさつ

議長（渡辺新一郎君） この際、管理者より発言を求められていますので、これを許します。管理者。

管理者（新井利明君） 平成24年第1回組合議会定例会閉会に当たり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議の上、ご決定いただき

まして、心より感謝申し上げます。

今後も地域医療機関との連携を推進するとともに病院の健全経営により一層の努力をしてまいりたいと思います。ご支援賜りたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、ご自愛いただき、ますますご活躍いただきますようご祈念申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

閉会

議長（渡辺新一郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成24年第1回多野藤岡医療事務市町村組合議会定例会を閉会いたします。長時間ご苦勞さまでした。

午後3時35分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長 渡 辺 新 一 郎

署名議員 野 口 靖

署名議員 今 井 憲 治